

補助対象経費

【注意事項】

- ① 対象経費はプロジェクトを行うために直接関係する経費とする。
- ② 対象経費から消費税及び地方消費税を除いた額を補助対象とする。
- ③ 採択日より前に支出する経費は補助対象としない。
- ④ 種別 3～8 において、構成員(*)の自社調達については、原価をもって補助対象経費とする。そのため、価格に含まれる利益相当分を排除すること。予算計上時には、利益相当分を排除していることが分かるように様式第 2 号の 4 の添付を必要とする。ただし、種別 8 委託費においては、申請者の自社調達不可とする。
- ⑤ 積算根拠として、類似事業の実績の提出を求める場合がある。一般的な価格より明らかに高額と思われる経費は、聞き取り等を行い、不適切と判断された場合は減額とする場合がある。

(*) 構成員とは、プロジェクト申請者及び連携する異業種の個人又は企業・団体等を指す。

種別とその定義	対象 対象外	経費の例
1. 報償費 …構成員(*)を除く、外部からの補助、専門的知識、技術の提供に支払われる経費 ※謝礼は根拠を明確にし、 <u>市場価格と同等の価格設定</u> であること	対象	・講師、専門家、出演者、ボランティア等(以下、講師等)への謝礼 ・アルバイト料、ガイド料 等
	対象外	・事務職員の経常的な雇用経費 ・構成員(*)が講師等を務める場合の謝礼 ・構成員(*)のみが参加する学習会等の講師への謝礼 等
2. 旅費 …講師等のプロジェクト実施のために直接要する交通費、宿泊費	対象	・講師等への交通費、宿泊費 ・イベント出展等への交通費・宿泊費 等
	対象外	・構成員(*)が視察、研修会等の出席に要する交通費、宿泊費 ・当日に間に合うにもかかわらず、前泊に要する旅費 等
3. 消耗品費 …当該事業実施のために必要な物品(消耗品、事務用品等)および食材に要する経費。原則として、当該事業のみで使用すること。	対象	・提供する料理の材料費 ・料理提供用使い捨て食器、販売食品用の容器 ・文具(イベントおよび準備に使用) ・イベント会場装飾用材(紙、リボン、ボード等) ・栽培用資材 ・ノベルティ 等
	対象外	・1品1万5千円以上の物品 等 ※汎用的な器材は対象外とする。

種別とその定義	対象 対象外	経費の例
4. 印刷製本費 …プロジェクトで使用するものの印刷製本に要する経費 ※他事業との共用チラシは掲載分量により按分すること	対象	・チラシ、ポスター、商品用タグ、メニュー印刷費 ・コピー代金(商品説明書、チラシ・メニュー等) 等
	対象外	・所有しているプリンター、コピー機での印刷に係るインク代 等
5. 通信運搬費 …プロジェクトの遂行に必要な物品の運搬に要する経費	対象	・運送料、郵送料 等 ※郵送料は、送付先一覧等を添付し、送付先を明らかにすること
	対象外	・継続的に利用するインターネットプロバイダー料 等
6. 会場借料及び借上費 …プロジェクトを行うために必要な会場の使用、機械器具等のリース、レンタルに要する経費	対象	・会議室、会場等の使用料 ・レンタル費用(食器、調理器具、音響機材、家具、テント等) ・バス等の借り上げ料 ・施設等の入場料 等
	対象外	・申請者が所有する会場および機材使用料(ホテル、会館、飲食店、レンタルスペース等) 等
7. 役務費 …人的なサービスの提供に対して支払われる経費 ※他プロジェクトと共同での広報は按分すること	対象	・放送料、ラジオ・雑誌・SNS 広告掲載料 ・チケット販売手数料、商談会出展料、イベント保険料 ・保健所営業許可申請料、栄養成分検査料 ・清掃費、クリーニング費 ・倉庫保管料 ・金融機関への振込手数料 等
	対象外	・メニュー考案、調理 ・写真、動画撮影、編集撮影 ・会場設営 ・通訳・翻訳 ・チラシ、パンフデザイン料(印刷料を含む) ・プロジェクトの一部プランニング料 ・食材仕入れと運搬手数料 ・栽培加工料 等
8. 委託費 …申請者が直接実施することができないもの、または適当でないものを他の事業者に委任して行わせるために必要な経費 ※委託費は総事業費の 5 割以内とする ※委託費の内訳(積算根拠が分かるもの)が記載されている見積書を添付すること	対象	・メニュー考案、調理 ・写真、動画撮影、編集撮影 ・会場設営 ・通訳・翻訳 ・チラシ、パンフデザイン料(印刷料を含む) ・プロジェクトの一部プランニング料 ・食材仕入れと運搬手数料 ・栽培加工料 等
	対象外	・委託内訳が明確にされていないもの ・計画立案から実行の全てを委託 ・申請者自身によるプランニング料 ・構成員(*)のウェブサイト開設やリニューアル料 等